判例研究

商業信用状・荷為替手形・貿易保険にかかわる2つの裁判例

西尾幸夫　三木脩　武久征治
外為法研究会（編）

はじめに

1. 検討対象2裁判例の位置づけと論点

本判例研究は、外国貿易取引における商業信用状、荷為替手形、貿易保険の活用をめぐって利害が絡み合う売主（輸出者）、買主（輸入者）、銀行等金融機関の利益調整法理、特に銀行の権利・義務にかかわる2つの裁判例を検討するものである。

外国貿易取引において重要な要素は、取引契約当事者に売買契約の本旨・内容に沿った履行が確保されることである。売主にとっては売買代金が確実に受領できること、買主にとっては商品内容や受領時期が契約に沿って履行されることが重要となる。しかし、このような貿易取引契約の安全を確保するためには、世界的な金融取引網を持つ銀行や万一の事故に備えた保険機関の介在が不可欠となる。そうすると、ここに、輸出者、輸入者の契約関係を基軸としながらも、銀行や保険機関の利害が係わってくることになり、これら複数当事者の利益を公平に調整するには、国内法（商法、手形法、保険法、銀行取引法、銀行取引約款など）のみならず、国際取引法、貿易保険法、信用状統一規則、国際取引約款など国際規約の体系的な解釈が必要となる。

このような法適用が課題となる事例として、貿易取引に用いられる商業

信用状、荷為替手形、貿易保険をめぐって争われる事件がある。商業信用状は、買主の依頼によって銀行が発行するものであり、買主が売主に対して自己宛（買主を支払人・引受人とする）の為替手形を振出す権限を与えることを約定するものである。これによって売主の代金債権が確保される。他方、発行銀行は、商業信用状の発行やその内容を通知銀行（売主に通知する銀行）に伝え、通知銀行はその内容を速やかに売主に伝える義務を負う。これは商業信用状の内容に変更があったときも同様である。これによって売主の荷物発送（船積等）時期、買主の受領時期が確保されることになる。荷為替手形は、売主が買主を支払人とする為替手形を作成し、これに運送業者が作成・交付した荷物証券を添付して銀行に買い取ってもらうのもであり、これによって、まずは、売主の代金受領が確保される。さらに銀行は、当該為替手形が支払拒絶されたときは売主（振出人）に買戻請求が可能となることと並んで、銀行と政府間に締結された貿易保険契約によって損失の填補を確保することもできる。そして、これらにかかわって生ずる事件に際しての利益調整に当たっては、各当事者の権利・義務を諸関連法規定や取引実務にそって体系的に解釈することが重要となる。

上記の法律関係の一端を概観するために、次の2つの裁判例を検討対象とした。

第1の裁判例（西尾 担当）は、貿易取引において買主（輸入者）の依頼により商業信用状が発行されたことに端を発する事例である。商業信用状の発行後、買主によって取引金額、船積期限の変更がなされたが、その変更通知の要請を受けた通知銀行がこれを売主（輸出者）に通知することを遅滞したので、売主の船積および買主の受領が遅れた。これによって買主から値引きを要求された売主が、この損害は通知を遅滞させた通知銀行に責任があるとして損害賠償請求をなしたものである。この事例では、通知銀行が通知遅滞によって賠償義務を負う要件が論点となり、信用状統一規則にそった法律構成が検討課題となる。

第2の裁判例（三木 担当）は、外国為替公認銀行が買い取った外国向け荷為替手形の不渡りに端を発する事例である。買取銀行は、売主からその者の振出になる荷為替手形を買い取り、政府との間に輸出手形保険を締結した。当銀行は手形満期日に外国の買主に支払請求をなしたが拒絶されたので、輸出手形保険の請求をなし、80％の補填を得た。その後、買取銀行が、売主に対して不渡手形金額に拒絶証書作成費用を加えた金額を内容とする手形の買戻請求をおこなったものである。この事例では、買戻請求の要件として、振出人（売主）の「責めに帰すべき事由」や買戻請求額と政府保険による填補額の関係の解釈が論点となる。ここには、手形法のほか、銀行取引契約や外国為替取引契約上の約定、貿易保険法、輸出手形保険約款、そして貿易保険の実務等が関連してくる。

上記2つの裁判例の検討を通して、外国貿易取引の仕組みとそこにおける銀行の権利・義務を概観してみる。

2. 執筆担当

本研究の執筆は、それぞれ、次の者が担当した。

通知銀行が信用状の条件変更を適時に売主に通知しなかったことと売主が被った損害　・・・西尾幸夫（関西学院大学法科大学院教授）

輸出手形保険の保険金支払と不渡手形の買戻請求事件

・・・三木　脩（元［財］貿易保険機構大阪支部長）

「はしがき」　・・・武久征治（本研究会代表幹事　龍谷大学教授）

通知銀行が信用状の条件変更を適時に売主に通知しなかったことと売主が被った損害

最判平成15・3・27、平成13第1297号　損害賠償請求事件
原判決破棄・請求棄却
（金融法務事情1677号54頁、金融・商事判例1169号39頁）

西　尾　幸　夫

一　事　実

1.判事事項

売主（輸出業者）が、信用状の通知銀行が船積期限を変更する旨の条件変更の通知を遅滞したことにより損害を被ったとして、通知銀行に対し、損害賠償を求めた事案において、売主と買主（輸入業者）との間で売買代金の決済方法として信用状を用いることが合意された場合、売主は、特約がない限り、信用状の通知を受けるまでは自己の債務の履行を拒むことができるし、信用状の条件変更がされたときは、その通知を受けこれを承諾するまでは、条件変更に係る債務の履行を拒むことができるから、売主が本件条件変更を通知しなかった行為と被上告人が被った損害との間に相当因果関係があるということはできない。

2.事実の経緯

(1) 売主たる輸出業者X（原告・被控訴人・被上告人）は、台湾の輸入業者であるA会社に対し，布地を継続的に販売していたが、A会社との間で、平成9年6月から同年11月までの間に、布地の売買契約（取引目録1～6から成る）を締結した。A会社は、台湾の銀行C（以下、C銀行）が、取引目録

1～3にかかる取引の売買代金876万円余りの支払のために、Xを受益者とする信用状を発行し、Xに通知することを依頼した。C銀行は、この依頼に基づき、平成10年1月5日、信用状を発行した上、電信により、Y銀行大阪支店をその名宛受取人と定めて、Y銀行東京支店へ送付し、本件原信用状をXに通知することを依頼した。そこで、同月6日、Y銀行東京支店は、本件原信用状をY銀行大阪支店へ転送し、同支店は、これをXに通知した。

平成10年1月17日、XとA会社は、本件売買契約に係る商品を遅くとも同月31日までに船積みすること、取引目録4～6の商品も取引目録1～3の商品と同時に船積みし、取引目録4～6の商品の売買残代金その他本件原信用状に含まれていない売買代金についても本件原信用状の対象とすることを合意した。そこで、A会社は、C銀行に対し、本件原信用状について、金額を876万3500円から1430万8900円に増額するとともに、有効期限を同年2月20日から同月28日に、また、船積最終期限を同月10日から同月20日にそれぞれ延期するという内容の条件変更に係る書面を発行しXに通知することを依頼した。

平成10年1月22日、C銀行は、上記依頼に基づき、条件変更に係る書面を発行した上、同日、Y銀行東京支店に対し、電信により、これを送付したが、電信の名宛受取人を本件原信用状の場合と同様にY銀行大阪支店とすべきところ、Y銀行東京支店としたため、Y銀行大阪支店へ転送されなかった。そこで、同月26日、C銀行は、Y銀行東京支店に対し、電信の名宛受取人はY銀行大阪支店であると訂正した上、これを同支店へ転送することを依頼する旨を電信により通知した。Y銀行東京支店は、C銀行から同月27日に上記通知を受け取ったが、これを未処理ファイルに入れて保管し、本件条件変更に係る書面を上告人大阪支店へ転送する手続をしなかった。その後、Y銀行東京支店は、Xから問い合わせを受けて調査をした結果、同年2月4日、未処理ファイルに入っていた本件条件変更に係る書面を発見し、直ちにこれをY銀行大阪支店へ転送した。Y銀行大阪支店は、同

日、Xに対し、本件条件変更を通知した。

Xは、船積みの手続に通常3日間を要することから、A会社との間で合意した平成10年1月31日までに船積みをするためには、遅くとも同月29日までには本件条件変更の通知を受ける必要があったところ、本件条件変更を確認することができなかったとして、本件売買契約に係る商品の船積みをしなかった。

Xは、平成10年2月5日、A会社と実体的にほとんど同一とみられるB会社から、Xの本件売買契約に係る商品の納入が遅れ顧客から責任を追及されている旨の抗議を受けたため、本件売買契約に係る商品を航空便により発送し、通関手続を経て、同月17日、同商品がB会社の顧客に引き渡された。また、Xは、同様の理由でB会社から本件売買契約に基づく売買代金の値引きを要求され、これに応じた。

そこで、Xが、信用状の通知銀行であるYがXに対する本件条件変更の通知を遅滞したことから、Xが本件売買契約に係る商品を発送するために航空便を利用し、また、代金値引きの要求に応じざるを得なかったなどと主張して、Yに対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、上記航空運送費及び値引き額相当額等の支払を求めた。

(2) 本件第第一審裁判所である大阪地判平成12年9月25日は、以下の理由からXの請求を認めた。

信用状は、国際貿易取引において、国際的に信用力のある買主の取引銀行が、船積書類等と引換えに、支払を約しないしは売主の振り出す為替手形の引受・支払を確約することによって、売主及びその取引銀行の不安を除去し、貿易代金の決済が迅速かつ安全・確実に行われるために広く利用されているが、受益者たる売主が信用状の到着を確認しないで商品を発送することは売主にとって代金決済を受けられない危険を伴うため、受益者は信用状の通知を確認した上で始めて商品の発送手続を行うというのが国際貿易の実務として一般に行われている。信用状が貿易取引にかかる迅

速・確実な代金決済手段としての機能を果たすためには、通知銀行は、通知の遅れにより商品発送の遅滞等を生じさせないよう、迅速に通知事務を処理すべきである。また、信用状統一規則（500UCP）には通知銀行の迅速な通知義務を直接定めた規定はないとしながらも、同規則7条a項が、通知銀行は信用状が外観上正規に発行されたものかどうかを点検すれば足りるとし、通知しないことを選択した場合にはその旨を遅滞なく発行銀行に通報しなければならないとしていることからすれば、通知銀行の通知事務が迅速に行われるべきことを当然の前提としているというべきである、とする。したがって、通知銀行より迅速な通知を受けられるという受益者の信頼は法律上保護に値する利益というべきであり、通知銀行としては、受益者のその利益を保護し、通知の遅れによる商品発送の遅滞等を生じさせないために、通常通知に要する期間内にできるだけ迅速に通知事務を処理すべき不法行為法上の注意義務を負っているものということができるとして、XのYに対する損害賠償請求を認めた。

(3) 原審である大阪高判（平成13年6月12日）は、つぎのようにXの請求を認め、控訴を棄却した。

信用状が開設されると、売主（受益者）には信用状により代金を決済をすべき義務が生じ、原則として買主に対し直接売買代金の支払を請求することができなくなり、しかも、信用状の通知到達を確認しないで商品を発送することは、売主にとって売買代金回収についての大きな危険・リスクを背負うことになる。そのため、国際売買取引では、受益者（売主）が信用状の通知到達を確認し、代金決済の確実性を確かめてから輸出（商品の船積）するのが実態である。したがって、実際の銀行実務においても、通知銀行は、信用状に記載された「船積最終日」や「有効期限」とは関係なく、できるだけ迅速に通知事務を処理しているのが実状である。このように、信用状の通知が遅滞なく迅速にされるという信頼があるからこそ，信用状が国際売買の代金決算手段として利用されているのであり、通知銀行

より迅速な通知が受けられるという受益者（売主）の信頼は法律上の保護に値する利益と認められる。本件では、YがXに対し、本件条件変更の有効期限（平成10年2月28日）及び船積最終日（同月20日）前である平成10年2月4日に通知しているからといって、本件条件変更の通知遅延が違法であると認めることの妨げとはならないとしている。

(4) これに対し、Yは、Xは本件条件変更が到達していないことを理由に目的物の船積みを拒否できのであり、目的物をAとの約束の船積日まで船積みしなかったからといって、XはA会社に債務不履行の責任を負わないのであるから、Xは本来A会社に賠償する必要がなかったのであり、損害は発生していないとして、不法行為責任を認めた原審は民法709条の解釈適用を誤っているとして上告をした。

二　判　決　要　旨

Y銀行東京支店が、C銀行から依頼を受けた後、速やかに本件条件変更にかかる書面を大阪支店に転送していれば、XはAとの間で合意した船積み期間である1月31日までに船積みできたものと認められるとした原審判断に対して、次のように述べて、通知が遅れたこととXが本件売買契約の代金額を値引きしたこととに間には相当因果関係がないものとした。

「売主と買主との間で売買代金の決済方法として信用状を用いることが合意された場合、売主は、特約がない限り、信用状の通知を受けるまでは自己の債務の履行を拒むことができるし、また、信用状の条件変更がされたときは、条件変更の通知を受けこれを承諾するまでは、条件変更に係る債務の履行を拒むことができる。ところで、本件原信用状については平成10年1月6日にXへの通知がされたものの、XとA会社の間で、本件取引目録1ないし3の各（1）記載の商品の船積み前に、同商品と本件取引目録4ないし6の各（1）記載の商品とを同時に船積みし、同商品の売買残代金等につ

いても本件原信用状の対象とすることが合意されたのにかかわらず、本件条件変更については船積期限である同月31日に至っても被上告人への通知はされなかったというのである。そうすると、Xは、本件売買契約に係る商品を上記船積期限までに船積みしなかったことによりA会社に対して債務不履行責任を負うことはなく、売買代金の値引き等をしなければならない相当な理由はなかったというべきである。

したがって、YがXに対して本件条件変更を平成10年1月29日までに通知しなかった行為と被上告人が被った損害との間に相当因果関係があるということはできない。」

三　研　究

信用状またはその条件変更を受益者に通知する方法としては、発行銀行が受益者所在地にある自行の支店またはコルレス銀行を通知銀行として、これを通知するのが一般的であるといわれているが(1)、本件では、発行銀行であるC銀行がそのコルレス銀行であるY銀行を通して通知が行われている(2)。

XはA会社との契約に基づき一定の時期（平成10年1月31日）までに船積みをすべきところが信用状の条件変更に関する通知がなかったとして船積みをしなかったことから、買主であるA会社（実際には、B会社はA会社と実質的に同一とされているので、以下、A会社としている）の値引き要求に応じまた航空輸送に切り替えたところから余計な運送費用がかかったとして、その部分を損害としてY通知銀行に損害賠償を求めた事案である(3)。

1. 輸出業者（売主）と輸入業者（買主）との間で支払が信用状に基づいてなされる売買契約が締結された場合、買主は、売主に対し目的物の船積ないし船積み書類の提供を求めるための先行的条件として、かつ、遅くて

も船積み期間経過以前に、開設すべき義務があると解されている(4)。信用状を利用することで、売主にとって為替手形の割引が容易になるだけではなく、船積みをすれば為替手形の割引を受け、売買代金を実質的に回収できるという保証を与えることで、目的物の調達および船積みがより容易になることが期待され、かかる目的のもとで信用状が利用されることから、妥当な解釈と考えられる。

本件最判の要旨からすれば、Xには、本件信用状の条件変更について通知が来なかったのであるから、船積みを行う義務はなく、本来、A会社からの値引き等の要望に応じる必要がなかったのであるから、Xが自主的にA会社の要請を受け入れたにとどまり、A会社の損害はXが負担すべきものではなかったことになる。換言すれば、XはAに対して債務不履行に基づく損害賠償責任を負わないのであるから、Xが売買代金の値引き等をしたのは、もっぱら買主であるA会社に対して取引上の便宜を図ったに過ぎないことになる。

このような趣旨において本件最判を捉えるとすれば、本件は、信用状の条件変更がなされたときにも、信用状の受益者である売主Xが条件変更の通知を受け、それを承諾するまでは、条件変更が成立せず、売主Xは船積みを拒否できることを明らかにしたものといえる(5)。

もっとも、本件は、受益者が変更通知受領前に約束の船積みが遅れ、航空便で切り替えたことで損害を被ったが、受益者がその穴埋めに条件変更通知の遅れを利用したに過ぎず(6) また、本件現信用状に基づく船積みおよび本件条件変更に基づく船積みは、分割船積みが許容されていたことから、条件変更の通知が遅れたこととXが適切な船積みを行わなかったこととの間には何らの因果関係もない、ともいわれている(7)。そうだとすれば、Y銀行による変更通知が迅速に行われていたとしてもXによる船積みが約定通り行われず、その結果としてAに対して債務不履行に基づく損害の賠償をしたとすれば、Y銀行による通知の遅延とXの損害との間には因

果関係がないことになる。

ただし、本件最判が、Xに損害はないと判断したのか、損害はあるが因果関係がないと判断したのか、必ずしも明かではない。そこで、以下では、上の意味での因果関係が否定されず、Xが通知がないがために船積みをしなかった場合に当然に買主に対する債務不履行責任を免れると解すべきか、また通知銀行は信用状の受益者に対しては迅速に通知すべき不法行為法上の義務も負わないと解すべきかどうかという論点を取り上げる。

2. 本件において、Xが執りうる方法として、①自己の判断と危険において全部船積みする、②条件変更通知を受領するまで船積みしない、③原信用状の範囲で船積みする、3つが考えられるが(8)、輸入業者Aとの関係では、これまでXは何回もAと取引を行っていること、現信用状について手続がなされていることからすれば、Xは信用状条件の変更も適時になされることが十分に予測できるため、Xは本件変更についての通知がなされていないのであれば、それをAに問い合わせるのが通常であろう。本件のように、通知銀行からの通知が遅れていてもそれについて何の積極的行為もせずに、ただ手を拱いているというのは容易には考えられないでのではなかろうか。

Xは信用状の通知が遅れている場合、船腹の手配や保険契約の締結等の手続を進めるために信用状開設の状況を買主に問い合わせることもできたであろう。その過程で、本件のような通知銀行の通知懈怠が発覚した場合には、問題なく船積みが行われたことも十分に考えられる。ところが、Xがこのような問い合わせを行わなかったために、結果的に船積みを行うことができず、Aに対して期日通りに船積みできなかったといえよう。

本件のXは、これまでのAとの取引実態に照らして、船積み・通関手続き等の日程に照らして通知が遅れていると判断される場合には、まだ通知がなされていない旨を輸出業者に伝え、なぜ通知が遅れているのかを確認

するべき義務があるといえないであろうか。少なくとも、本件のように継続的に取引が行われ、これまで問題なく信用状による決済が行われた来たような場合には、Xには少なくともAに問い合わせるなどの信義則上の義務を負っているといってもよいであろう。

そして、約定通りの船積みができなかったことが、Xによる積極的な問い合わせを行わなかったという不作為に大きな原因があるとすれば、XはAに対して、契約締結上の過失に基づいて損害の賠償をしなければならないことも十分に考えられるであろう。もっとも、その損害が値引き分および航空運送賃分に相当するかどうかの問題はあり、またAの使者としてのC銀行が迅速な通知を怠ったこととの関係でBがC銀行を開設銀行として選定し、C銀行がY銀行を通知銀行として選定したことについて、Bが何らかの責任を負わなければならないとすれば、過失相殺の問題も生じうる余地はあっても、XはAに対して損害を賠償しなければならないことも考えられるであろう。

そして、その場合には、通知銀行であるY銀行がXのAに対する賠償によりXに生じた損害を賠償すべかどうかがあらためて問題となりうるであろう。

3. 通知銀行と受益者との間には何の契約関係もなく、通知銀行が適時に通知する義務を負う相手方はあくまでも発行銀行であり、通知銀行は発行銀行に対して適時に通知すべき善管注意義務を負っているにすぎない(9)。そして、通知銀行は開設銀行にとってはたんなる使者であるといえる(10)。

また、UCP7条は、通知を依頼された銀行（通知銀行）は何の約束(engagement)もなく信用状を受益者に通知することができるが、通知することを選んだ場合は、外観上の真正性(apparent authenticity)を点検するために相当の注意を払わなければならないとし、真正性を確認できないにもかかわらず、受益者に信用状を通知することを選んだ場合には、信

用状の真正性を確認できなかった旨を受益者に通知しなければならないとしている。このように、UCP7条は、もっぱら信用状の偽造を防ぐ目的から、外観上の真正性を確認できなかったにもかかわらず通知する場合には、その旨を受益者に通知しなければならないとするにとどまり、この真正性に関係しないときには、受益者に対しては直接の義務を負うものではないとしている。

したがって、本件のように、通知銀行が適時に通知を行わなかったとしても、受益者であるXには契約上の不履行責任を負うことはないといえる。第一審および原審のもこれを前提に判示しているものと思われる(11)。

もっとも、第一審・原審のいうように、迅速に通知義務を処理すべき不法行為法上の義務を負うかどうかが問題となる(12)。

(4) 第一審は、①信用状が貿易取引にかかる迅速・確実な代金決済手段としての機能を果たすためには、通知銀行は、通知の遅れにより商品発送の遅滞等を生じさせないよう、迅速に通知事務を処理すべきこと、②信用状統一規則7条a項は通知銀行の通知事務が迅速に行われるべきことを当然の前提としているとして、通知銀行より迅速な通知を受けられるという受益者の信頼は法律上保護に値する利益というべきであるべきだとしている。原審は、さらに、③国際売買取引では、受益者（売主）が信用状の通知到達を確認し、代金決済の確実性を確かめてから輸出（商品の船積）することから、通知銀行は、信用状に記載された「船積最終日」や「有効期限」とは関係なく、できるだけ迅速に通知事務を処理しているのが実状であり、通知銀行より迅速な通知が受けられるという受益者（売主）の信頼は法律上の保護に値する利益と認められる、としている。

この一審および原審の判断は、これまでの学説でも主張されてきたものである(13)。

本件最判はこの点については一切触れていないが、信用状の開設はその時期が特定されていない場合には少なくとも売主が船積をなすべき日時と

推定できる日より以前に行われるべきだと考えられるため(14)、その旨の通知は売主にとって船積みを行うかどうかを決定する重要な要素であり、だからこそ信用状の開設が船積みに対して先履行の関係にあるものと解され、また場合によれば、輸出契約そのものを解除するかどうかを判断しなければならない場合も考えられる。このような意味において、通知銀行は、受益者に対して直接契約上の義務を負うことはないとしても、通知の遅延が重大な取引上の利益にかかわることからして、第一審・原審が解くように、通常通知に要する期間内にできるだけ迅速に通知事務を処理すべき不法行為法上の注意義務を負っている、と解すべきであろう。

以　上

（1）平野勝人「本件判批」金法1716号20頁。
（2）東京銀行システム部編・貿易と信用状、226頁。
（3）原信用状および条件変更も当時の信用状統一規則（UCP500）に従う旨がそれぞれの信用状に明記されていたようである。飯田勝人「本件判批」金商1173号2頁参照。なお、以下では、断り書きのない限り、UCPはUCP500を前提とする。
（4）神戸地判大正15・3・22新聞2567号6529頁は信用状が到達するまでは目的物の船積みを拒否できるとした。神戸地判昭和昭和37・11・10下民集13項11号2293頁は遅くとも船積み期間経過以前に信用状を開設義務があるとした。また、大阪地判昭和3・10・1新聞2936号7057頁は信用状が発行されないときは約定期間内に目的物を運送業者に付託しなくても買主は売主の履行遅滞を理由に契約を解除できないとした。学説でも信用状の開設は売主の船積みないしは船積み書類の提供に対して先給付義務の関係にあることが認められてきた。伊沢孝平・商業信用論（増補版）241頁・254頁、神崎克郎・商行為法Ⅰ236頁。
（5）飯田勝人「本件判批」金商1173号4頁、田澤元章「本件判批」ジュリ1315号202頁
（6）小原美祐嘉「本件判批」金商1687号9頁。
（7）飯田勝人「本件判批」金商1173号3頁。
（8）田澤元章「本件判批」ジュリ1315号202頁。
（9）平野・前掲金法1716号21頁、橋本喜一「第一審判批」判評511号39頁（判時1752号218頁、飯田・前掲金商1173号6頁。
(10) F・アイゼマン、R・A・シュッツェ（橋本喜一訳）「荷為替信用状の法理概論」40頁。

(11) なお、UCP500第7条の本件通知義務は、UCP600では第9条b項に該当する。信用状・条件変更の通知に関して、UCP600は9条b項において、通知銀行について信用状の外見上の真正性の確認義務に加えて、その内容を正確に反映すべき義務が定められた。通知銀行が発行銀行から授受した信用状の状態を正確に反映させて通知すべき義務を負うことはきわめて当然のこととされており、当然の実務を追認したと解されている。飯田・髙橋・水口・平野「信用状統一規則（UCP600）の成立が外為実務に与える影響」金法1800号52頁。

(12) Aに対して期日通りに船積みできなかったことによる損害賠償責任を負わなければならないとすれば、XはまずAに対して賠償を行い、AのY会社への損害賠償請求権を代位することも考えられる。このような場合に、Yは賠償すべき責任があるのかどうかは問題となりうる。

(13) 橋本喜一「信用状における第二銀行の法律関係－指定銀行と非指定銀行をめぐる諸問題」判時1368号10頁)、小島孝文「本件判批」東北法学24号311頁。飯田勝人「本件判批」金法1686号6頁、平野勝人「本件判批」金法1716号20頁はこれに反対するが、その理由として、通知銀行と受益者との間には契約関係はないこと、さらに、UCP500第7条a項では信用状を通知しないことを選択できることもから、不法行為責任を負うこともない、とされている。UCP500第7条a項は、周知のように、真正性を確認できないときには通知を必要としない旨を規定するにとどまり、迅速に通知する必要のない旨を定めているわけではない。

(14) 伊沢・前掲書261頁、浜田一男・海事判例百選195頁、神崎・前掲書236頁、塩田親文編「外国為替判例研究」14頁。

輸出手形保険の保険金支払と不渡手形の買戻請求事件

東京高判平成6・2・28、為替手形金等請求控訴事件、控訴棄却（上告）[1]（判時1502号144頁）

三木　脩

一　事　実

1. 判示事項

外国為替公認銀行が買取った外国向け為替手形が不渡りとなり当該銀行が銀行取引契約及び外国為替取引契約の約定に基づき右手形の買戻請求をする場合につき、貿易保険法及び輸出手形保険約款[2]の遡求権行使制限規定と同旨の特約が締結されたと認められた事例

2. 事実の経緯

(1) 政府（通産省）[3]と輸出手形保険の保険契約を締結している外国為替公認銀X（原告・被控訴人）は、輸出者であるY社（被告・控訴人）振出しの荷為替手形を買取り輸出手形保険の保険関係を政府との間で成立させた。X銀行は、手形満期に支払人兼引受人である米国の訴外A（支払人）に対して支払呈示したがそれ以前にA支払人について破産申立てが受理されていたため、支払いを拒絶された。そこで、X銀行は輸出手形保険の保険金の支払請求を行い、保険者である政府から手形金額の80%[4]に相当する保険金の支払いを受けた。

その後、X銀行はY社に対して銀行取引契約及び外国為替取引契約の買

戻約定[5]に基づいて、本件不渡手形金額及び拒絶証書作成費用等の支払いを求める本件訴訟を提起した。

これに対しY社は、「貿易保険法及び輸出手形保険約款の定めは、外国為替公認銀行が銀行取引契約及び外国為替取引契約に定める買戻請求権を行使する場合にも適用されるべきであり、同法及び約款は、保険事故につき振出人の責めに帰すべき事由がない場合には、そ求権の行使ができない旨定めている」ので、遡求権行使の制限に関する規定は買戻請求にも適用されるべきと主張した。また、X銀行が輸出手形保険金の支払いを受けている場合に買戻請求権を行使することは権利の濫用となるとして争った[6]。

(2) 本件の事実を時系列で示せば次のようになる。

昭和62年2月以降―訴外B（Y社親会社）が訴外A（支払人・米国所在）を政府登録

昭和62年4月17日―Y社はX銀行と銀行取引契約及び外国為替取引契約を締結

同年同月同日―Y社はX銀行に輸出手形保険の「証」の差し入れ。

昭和62年6月以降―Y社はX銀行に付保付き手形買取り依頼を始める。

昭和62年8月11日―Y社は本件訴訟手形（7通のうちの4番目）を振出す。

昭和62年8月18日―X銀行は501,550米ドルのY社振出し本件手形買取り。

同年同月同日―X銀行と政府との間で保険関係成立（金75,307,732円）

昭和62年9月24日―A支払人に引受呈示し満期（昭和63年2月22日）確定

昭和62年11月23日―A支払人に対し破産申立て・同日受理（米国破産裁判所）

昭和63年2月22日―引受満期日到来

昭和63年3月4日―X銀行、拒絶証書作成費用40米ドルを取立銀行に支払い。

平成元年8月16日―1審訴状送達の日の翌日

平成元年12月6日―X銀行が保険金58,914,068円を受領

(3) その他参考とすべき事項として次のことが挙げられる。

①Y社振出手形―7通（手形金額は米ドル表示であるが買取時の為替相場で円換算する4億6275万5202円。本件訴訟手形は4番目）

②訴外B（Y社親会社）振出手形―1通8995万円（振出手形8通全て不渡り、8通の支払条件はD/A一覧後150日払い）

③Y振出人＝東京三洋貿易株式会社（被告・控訴人）

④訴外B（Yの親会社）＝株式会社エムイーアイジャパン

⑤訴外A（支払人兼引受人）＝テルスター社（米国所在、設立1987年2月4日）

⑥X銀行＝Bank of Credit & Commerce International（原告・被控訴人）

3. 第1審の判決（請求認容）

(1) 1審は、輸出手形保険制度は、政府が貿易保険法及び輸出手形保険約款に定めるところにしたがい外国為替公認銀行を保険契約者・被保険者とする保険契約に基づいて運用される保険制度であり、銀行が振出人から直接買取った荷為替手形が期日に不払い等の保険事故が発生した場合に、保険者である政府が被保険者である銀行にその損失額を填補することにより「輸出手形の買取りをした外国為替公認銀行を保護し、ひいては買取りによる信用供与の円滑化を図ることを目的とする制度である。」とした。

また、当事者間で締結された約定書について「これは、輸出者らの輸出代金の回収のためにその依頼を受けたX銀行が、輸出者らの速やかな輸出代金の回収の便益のために形式的な審査で輸出手形を割り引く便益を供与することを約し、その反面、これによりX銀行が買取った荷為替手形について、」不渡りになった場合には、Y社が当該「荷為替手形について無条件で即時買い戻す債務を負担することにより、簡易かつ迅速に買戻金の回収することを企図した約定である。」としたうえで次のとおり判決した。

以上のように、本件買戻請求権の行使は、X銀行とY社間で締結された銀行取引約定等の契約関係に基づいた請求権の行使であり、貿易保険法に係わる輸出手形保険約款に基づくものでない。そうであるとすれば、本件「請求権の行使について、貿易保険法あるいは輸出手形保険約款の定めるところの規定の適用がある等の特約のない限りこれらの諸規定あるいは約款の規定等は直接は適用されるものでないことは明らかであり」「両者は、法的あるいは権利義務の主体、権利発生の法的根拠、法律効果あるいは権利の行使手続き等を異にしており、相互に他を補完するものとして便宜適用されるべき場面があることを当然に予定した規定もない。したがって、X銀行のY社に対する本件手形の買戻請求権の行使については、外国為替公認銀行のそ求権の制限を定めた貿易保険法及び輸出手形保険約款が適用されることはないというべきである」としてX銀行の請求が認められた。

(2) また、Y社は「輸出手形保険の保険料は、実質上輸出者が負担しており、輸出者に責めに帰すべき事由がない場合にも、買戻請求がなされることを肯定すると保険制度の保護を受けられないこととなり、貿易保険制度の主旨が没却される」旨の主張に対し、保険料の支払義務は、X銀行の政府に対する義務であるから「輸出者が実質的に保険料を負担することがあっても、輸出手形保険制度がこれを前提として制度化されているものではない以上、それは輸出手形の取立て等を依頼した輸出者と依頼を受けた銀行間の契約をはじめとする法律関係により規律される範疇の事柄に由来するものである。」とした。

(3) 保険金支払いを受けているX銀行がさらにY社から本件手形の買戻金の支払いを受けることとなれば、「保険事故がY社の責めに帰すべき事由のないY社の負担のもとに二重の利得を得ることとなるから、X銀行の本件請求は権利の濫用である」とのY社の主張に対しては、「X銀行が輸出手形保険制度を遵守する限り、本件手形の買戻請求権の行使により本件手形金相当額の支払いを得たとしても」約款20条[7]に従い回収した金額は国庫

に納付しなければならないから「その利得をX銀行において保持することにはならない。」また、「二重の利得を得ることを企図してY社から本件買戻請求権を行使していることを認める証拠もない。」として採用し得ないとした。

(4) また、Y社の「本件手形が不渡りとなったことについて本件手形の振出人Yの責に帰すべき事由がないのであるから、X銀行の本件請求は、権利の濫用である」とする抗弁については次の理由で排斥した。本件手形支払人であるA社の破産により手形が不渡りになったのであるから、X銀行は銀行取引約定等により、「Y社に対し手形金額の買戻債権を取得するに至ったことは明らかである。そうであるとすれば、A支払人の破産がY社の責めに帰さない事由によって生じたとしても、右事実だけではX銀行の本件手形の買戻請求権の行使を阻止する事由とならない。」とされた。

以上のとおり、1審は結論としてX銀行の本訴請求を認容した。そこで、Y社は次のとおり主張し控訴した。Y社の控訴理由は、銀行は、輸出手形保険の保険関係が成立する荷為替手形の買取りに際し、振出人と別紙書面による約定をしなければならないという規定があり、それに従った「証」[8]と題する書面をY社はX銀行に差し入れているため本件手形の買戻請求は許されない、というものである。

二　判　決　要　旨（控訴棄却）

1. 輸出手形保険の特約「証」がある場合の買戻請求権の行使について

本判決は、まず、昭和62年4月17日付けで、Y社がX銀行に対し差し入れた「証」と題する書面は、通産省通達「輸出手形保険の保険関係が成立する荷為替手形の買取等について」（昭和28年9月11日付け28通第20975号）の第二の規定「銀行は、輸出手形保険の保険関係が成立する荷為替手形の買取に際し、振出人と別紙書面による約定をしなければならない」に従っ

た書面「証」であることを認めたうえで、本件買戻請求権について次のように判示した。

「以上の事実を基に検討するに、そ求権の行使といい買戻請求権の行使といい、その法的根拠は異なるとはいえ、外国為替公認銀行による買取代金の回収という点では、実質的にみると全く同じ経済的目的を持つものであり、輸出手形保険制度は、買取銀行の資金回収をさらに確実にする制度であることを主眼としているにしても、基本的には買取銀行、輸出業者の双方の利益に適うものとして設けられた制度であることを考えると、貿易保険法等のそ求権行使に関する規定の趣旨は、法的形式は異なるとしても、経済的には同じ効果を持つ買戻請求権の行使についてもそのままあてはまるものと解するのが相当であり、少なくとも、前記通達に従った書面を差し入れている場合には、この旨の合意があったと認めるべきである。

そうすると、Y社とX銀行とは少なくとも前記「証」の差し入れにより、買戻請求権の行使についても、保険事故について振出人であるY社の責めに帰すべき事由がない場合には、そ求権の行使ができない旨の貿易保険法及び輸出手形保険約款の定めと同趣旨の特約をしたものと認めるのが相当であり、したがって、本件において、X銀行はY社に対し、保険事故につき振出人であるY社の責めに帰すべき事由のないときは、本件手形の買戻請求権を行使することができないものと解するのが相当である。」

このように1審とは異なる判断が示された。

2. Y社の帰責事由について

「前記のとおり保険事故についてY社の責めに帰すべき事由がない場合には、Y社はX銀行から本件手形の買戻請求権の行使を受けないことになるが、「責めに帰すべき事由」の証明責任は買戻請求権を行使しようとするX銀行にあるものと解するのが相当であるから、次に本件保険事故について、本件手形の振出人であるY社にその責めに帰すべき事由があるかど

うかについて判断・・・したところによれば、本件手形の振出人であるY社には、これが不渡りになったこと、すなわち本件保険事故の発生について責めに帰すべき事由があるものというべきであり、Y社はX銀行の本件手形の買戻請求権の行使を拒むことができないものというべきである。」とし、X銀行の請求を認容すべきであるとして、Y社の控訴を棄却した。

なお、本件保険事故が生じたことについて、「Y社の責めに帰すべき事由がある」として次の事実が挙げられている。

①Y社とY社の親会社である訴外Bは実質的には両社は同一人格の関係にあると見られること、

②支払人（訴外A）の役員は訴外Bの役員も兼任しており旧知の間柄であり、Y社はA支払人の業務内容、財務状態を知っていたとみられること、

③訴外B（Y社の親会社）が通産省にバイヤー登録の際に添付した著名なD&B社の信用調査書（訴外Aから入手したコピー）は偽造されていたが、Y社は少なくともその内容が不実のものであることを知っていたと思われること、

④Y社らが振出した手形8通合計5億5270万円余は、短期間に全て不渡りとなる異常な手形取引で、Y社らの年商の半分を超える大きな取引にもかかわらず、Y社はA支払人については杜撰な調査しかしておらず、余りにも安易な態度でD/A取引をはじめていること。

三　研　究

1. 本判決の論点

(1) 外国為替公認銀行が、輸出者振出しの海外向けのD/A手形を買取る場合は、買取依頼人（振出人）との間に銀行取引契約及び外国為替取引契約を取り交わすとともに、政府との間で輸出手形保険契約を成立させ、買取

手形の不渡り事故に備えているのが通常である。貿易保険法及び輸出手形保険約款には、銀行は、保険事故が生じたことについて無責の振出人には支払いを受けた保険金の額に相当する金額（80％相当）について遡求権を行使してはならないことを定め、買取銀行の保護とともに無責の振出人保護が図られている。

本件は、買取手形の支払人兼引受人に破産申立てがあった場合に、①保険金の支払いを受けた銀行が振出人である無責の輸出者に対して、輸出手形保険に規定する遡求権ではなく、銀行取引契約及び外国為替取引契約に定める買戻条項に基づいて手形金額の全額について買戻請求ができるかが問題にされた。また、②本件振出人である輸出者Y社には、本件手形が不渡りになったことについて無責といえるか、が争われた事案である。

1審では、本件買戻請求権の行使は、X銀行とY社間で締結された銀行取引約定等の契約関係に基づいた請求権の行使であるとし、本件請求権の行使について、貿易保険法あるいは輸出手形保険約款の定めるところの規定の適用がある等の「特約」のない限り、約款の規定等は直接は適用されるものでないとして、本件買戻請求には輸出手形保険の遡求権制限規定は適用されないと判示し、銀行の請求を認容した。

この1審の解釈に対しては大いに疑問とする指摘があった。特に、銀行と振出人との間で必ず交わされている書面「証」の存在がY社側から主張・立証されておらず、控訴審で主張することができるならば結論は異なろうと示唆されていた。また、遡求権と買戻請求権の関係については、今日の銀行実務においては割引手形等が不渡りになった場合には、買戻請求権を行使するのが通常であることから、遡求権に買戻請求も含まれると解さないと事実上輸出者の保護が図られなくなり保険制度自体の存在意義が問われかねないとの見解が示されていた[9]。控訴審の判断はこのような批判を概ね取り入れたものとなっている。

控訴審は、輸出手形保険の制度趣旨、保護目的を説示したうえで、荷為

替手形の買取りに際し、振出人と別紙書面による「証」をY社はX銀行に差し入れているので、約款の定めと同趣旨の特約をしたものと認めた上で、1審と異なり、振出人無責の場合には輸出手形保険の遡求権行使の制限は経済的に同じ効果をもつ買戻請求にも及ぶという考えを示したもので、第一の争点に関する最初の判例と思われる。また、本件は、振出人（輸出者）無責か否かが争われた判断が難しい事案であるが、第二の争点については詳細な事実認定を行いY社の無責を否定した。

本判決は、輸出手形保険を付保している場合に、買戻請求権を行使するについても輸出手形保険約款の遡求権行使の制限規定が同様に適用されるという判断を示した最初の裁判例であるが、輸出手形保険制度が保険事故の発生（手形が不渡りになったこと）において無責たる振出人には遡求権の行使ができないとする取扱い同様、実質的に同じ経済的目的を持つ買戻請求権の行使も無責の振出人には許されないとすることを明らかにしたことは、無責の銀行と無責の振出人を一団として保護して、我が国の輸出の促進を図ることを目的とした当制度趣旨に則した妥当な判断であるといえよう。

この論点については、「2. 約款の効力は振出人に及ぶか」において考察してみたい。

(2) 次に、本件訴訟提起の必要性について検討してみたい。本裁判について、「なぜ保険金を受け取っている銀行が、勝訴した場合のメリットも大してないにもかかわらず敢えて立証の難しい本訴を提起しなければならないのか」さらには、提訴が利用者である銀行の義務とするのは如何なものかと当制度の運用方法に対しても疑問が投げかけられているからである[10]。

そこで、本件訴訟がなぜ行われたかを考えてみたい。

本件の事実経過によれば、1988年2月に手形不渡り事故が発生した後に保険金の支払請求が行われ、また、1989年8月15日に本件提訴が行われ、同年12月6日に保険金が支払われている事実がある。（1審の判決は1992年2

月17日に出され、控訴審については1994年2月28日に判決している。）

また、1審直後に、通達「輸出手形保険の運用について」（平成4年9月30日付け4貿保総第345号）が新たに制定され、「損失の防止軽減義務・回収納付義務関係」に関して大幅な運用の改正が行われた。同通達の内容は次のとおりである。

「保険事故について振出人有責の場合」として銀行が事故発生の状況に応じてとるべき適切な措置が例示されたが、具体的には、「振出人の責めに帰すべき事由により、保険事故が生じた場合又は損失が拡大した場合には、振出人に対してそ求を行うこと。」そして、「振出人がそ求に応じない場合」には、督促に対して振出人から一部履行を含め早期の債務の弁済、分割弁済協定の締結等について何らかの形で履行に努めること等の誠意ある対応を得られない場合は、「裁判所に対して債務履行請求、振出人の財産差押請求を行う等法的対抗措置を講ずること。」を求め、さらに、「振出人が支払人に対し、又は支払人が振出人に対し代表権を有する者、取締役の職にある者又はその他経営の基本的方針の決定に参加する者を派遣している場合等、振出人が支払人の信用状態の悪化を知り得る立場にあるときに保険事故が生じたときは、振出人に対してそ求を行うこと。」が示された。この改正通達は、本件訴訟が契機となり銀行が有責の振出人に対し取るべき損防行為の具体例を列挙し、状況に応じた適切な履行義務を明文化したものである。

以上の裁判経過と通達の改正から推測するに、X銀行は本件保険金の請求をY振出人無責として行ったところ保険者である政府から振出人有責と思われる関係書類や状況証拠を指摘されたものと考えられる。この指摘事実に基づいてX銀行が実態調査を進めて行く過程で、振出人有責への疑いが強まったものと思われる。裁判のなかで明らかにされているように、X銀行は詳細な検証によりY振出人の有責性を指摘し、買戻請求を求めたがY社が拒否したことから法的手続きに移行せざるを得なかったのだろう。

このため、X銀行は前記通達の運用基準（当時は内部運用扱い）に定めるところに従い、おそらく政府の指示のもとに本件訴訟を提起したものと思われる。政府は保険金支払いに当たり、本件提訴による法的対抗措置を執ることを条件に保険金が支払われたものと考えたい。[11)]

この論点については、「3. 保険事故の帰責関係」において詳しく考察してみたい。

2. 約款の効力は振出人に及ぶか

荷為替手形の振出人たる輸出者はこの保険契約の直接の当事者ではない。

荷為替手形の振出人は、振出人としての義務及び荷為替手形振出しの原因となった売買契約の当事者としての責任があるため、誠実な契約履行義務、荷為替手形の取組み、保険関係の成立、買取後の手形上の権利の行使や代金回収については被保険者である銀行と協力して行うことが求められる。また、振出人はこの保険の実質的な利益を受けるのは輸出者自らであることを十分認識し利用しているので、買取銀行に代わって保険料を全額負担し、保険関係の成立を銀行に依頼している関係にある以上、保険事故が発生したときは支払保険金相当額について振出人としての遡求義務が免除されることを当然期待しているといえる。

では、振出人たる輸出者はこの保険の約款、通達などにより、どのように保護されているかについてみてみたい。

(1) 通商産業大臣が定める通達「買取基準」がどのようなものか、まずみてみよう。

通達「輸出手形保険の保険関係が成立する荷為替手形の買取等について」（以下「買取基準」）は約款第11条に基づき定められたものであるが、銀行がこの買取基準順守のもとに買取りした荷為替手形にかぎり保険関係の成立が認められている。買取基準の第1は、輸出手形保険関係が成立す

る荷為替手形の諸要件を定め、手形上の権利を担保する各附属書類の具備要件を確認した上で買取すべきとしている。同第2は、「銀行は、・・・荷為替手形の買取に際し、振出人と別紙書面による約定をしなければならない。」とし、約定「証」を振出人と必ず取り交わすべきことを、同第3は、仕向国における貨物の保管義務を、同第4は、上記約定「証」に基づいて回収した金額があるときは、政府に返納すべき金額と銀行の損失に充当すべき金額を控除した残額を無責の振出人に返還すべきことを定めている。

つまり、この保険契約は振出人と約定「証」を結ぶことや回収した金額の差引残額を振出人へ返還することを銀行の義務とすることを条件に成立することを規定している

(2) 約定「証」は約款に基づいて銀行と振出人の二者間で取り交わされているものであるが、これを必ず交わす理由および振出人に及ぼす影響について検討してみたい。

ア　この約定「証」[12] は遡求の制限を定めた約款第19条（注16参照）に関するものであるが、同条は、銀行に対し保険事故が生じたことについて振出人の責に帰すべき事由がない場合には、支払保険金相当額について振出人に対し請求することを禁止している。これを受け約定「証」は、政府の支払う保険金の効果を間接的に輸出者まで及ぼし無責の輸出者保護を図ろうとする制度趣旨を当事者の合意事項とすると共に、支払人に対する手形上の権利行使確保に万全を期している。約定「証」の意味は①約款第8条の銀行の損失額のうち保険金で担保される金額（80%）を除いた残額（20%）は振出人に一部遡求すること、②振出人はこの請求に応じるが手形の引渡しを要求しないこと、③銀行が振出人に一部遡求した後も、引き続き手形上の権利者として支払人や手形関係者に対し権利行使することを振出人は承諾すること、である。

イ　さらに次のものも約定「証」が必要だとされる理由として挙げられる。銀行実務では、不渡りの際に手形上の遡求をしないで買戻請求権を行

使するのが通常であるが、手形外の権利である買戻請求は約款上では規定し得ないため約定によりこの不備を補完したものと考えるべきであろう。そして、手形法には一部遡求による手形の帰属に関する規定がないため、それを解決する方法として約定「証」で補うこととしたのである。すなわち、振出人は銀行の一部遡求に対し手形を受戻し（手形法50条）しないで上記①から③の行為を行うには、手形上の権利の行使に基づく請求でなく、それ以外の銀行取引約定等に基づく買戻請求によるものであることをお互いに合意する必要があったのである。したがって、この約定「証」は、経済的効果・目的を同じにする銀行取引約定等の買戻請求を遡求と同様に取り扱うことを明らかにしているものといえよう。因みに、約款第19条には,「手形上の支払請求」や「遡求」という限定文字はどこにも見あたらない。

以上の理由から、本判決が、この保険でカバーされる部分について買取銀行の遡求禁止規定が適用される場合には、銀行取引約定等による買戻請求権の行使も無責の振出人に対しては同様に許されないと判断したしたことは妥当であると考える。

(3) 振出人が銀行に差し入れる「念書」の趣旨について検討する。

ア　買取銀行は、通常、約定「証」の徴求と同時に「念書」[13]を振出人から徴求しているが、この念書は約定「証」とは異なり約款上徴求が義務付けられたものではない。後日の争いを防止するため、特に、通達違反による銀行有責扱いとなる事態を回避するため銀行があらかじめ振出人から念書として受け入れているものである。継続的な買取りを常とする輸出取引においては、形式的な審査で買取りを迅速にすることが要求され、買取りの都度、通達違反の有無を調査することは取引実態や銀行における為替業務の状況からみて困難であり実務的でないことからこの念書をあらかじめ徴求している。ここでいう通達（「既振出手形に係る満期不払後の手形買取等について」）は、当該保険の安定的運営を図るために、根幹とな

る信用危険事故の保険金の支払査定について定めたもので、買取時における信用危険付保の成否の判定指針となるものであり、買取銀行、輸出者にとって実務上重要な意味をもつ通達である。この通達は、振出人にとっても買取依頼した輸出手形の保険契約の信用危険が有効に成立しているか否かを判定する合理的な基準を明文化したものであり、この保険を安心して利用するうえで不可欠のものである。

イ　念書は、既振出手形の原満期支払いが未確認の段階において同一支払人宛てに、新たに振出した手形の債務不履行事故による損失については支払人の信用状態の悪化を知りながら買取銀行（振出人）は付保したものとして、通達に定める救済規定に該当する場合を除き、保険者免責（又は遡求対象）とする取扱について振出人は受け入れることを、また、前記（2）と同様、手形の受戻しをしないで振出人は買取銀行による償還請求（又は保証の追加等）に応じることを承諾する内容となっている。買取後（事後的）に規定違反が問われる運用となるため、銀行は必ずこの念書を徴求し後日の争いを防止している。

（4）本事案と直接の関係にはないが、保険金受領前の遡求権は制限されることにより振出人は保護されるかについて検討してみたい。

ア「保険事故が生じたことにつき振出人の責めに帰すべき事由がない場合においては、その求権の行使を除く。」ことを規定した約款第12条3項かっこ書き（注15参照）は、手形上の権利の行使のうち遡求権の行使についてはこれを適用しなくても損防義務違反は問わない旨を規定している。これは、同第19条が、保険金の支払いを受けた後は支払いを受けた保険金の額に相当する金額については振出人に対して遡求権行使をしてはならないとしているので、保険金支払い前に遡求義務を課すことは保険金支払い後の遡求権行使の禁止による無責の振出人の保護という趣旨に反するからである。

輸出手形保険の1つの目的は無責の輸出者を間接的に保護することにあ

り、保険金支払いを受けた銀行による振出人に対する遡求権行使が政策的に制限されている趣旨からみて、保険金支払い前においても銀行が無責の振出人に対し遡求権を行使しないことが期待されているといえる。同第12条3項かっこ書きは保険者と銀行との間の保険契約においてこの趣旨を明文化したものに他ならない。

イ　次に、同第12条3項かっこ書き規定は、保険金の支払い前は遡求権の行使を除いているにすぎず、それを禁止しているわけではないので、銀行は無責の振出人に対して遡求権を行使する自由があるか、という問題について検討してみたい。

まず、保険金の支払いを受けるまでに遡求権を行使した場合であるが、銀行は遡求権を行使することについては制度的な制限はないから銀行が遡求権を行使することは可能である。遡求して回収した金額があるときは損失額から控除し、全額回収していれば損失はないことになるので保険金は支払われない。だが、これではこの保険に付保したことは無意味となり、また、振出人も保険料を負担しているからこれをもって銀行に対抗するであろうから通常銀行は遡求権を行使しないだろう。

なお、保険金支払い後に遡求権を行使した場合であるが、これについては同第19条で保険事故が生じことについて振出人の責めに帰すべき事由がない場合は遡求権の行使を制限しているから銀行は約款違反したことになり、同第10条第3項の規定に基づき支払った保険金の全部または一部を返還させ、または将来にわたって保険契約を解除することができるので、遡求権の行使は行われない。したがって、保険金支払い後に保険事故の発生について振出人の責めに帰すべき事由が判明した場合の他は遡求は行われないであろう。

手形保険付保の状況下にあっては、銀行が無責の振出人に対し特別の理由無くして遡求権を行使することは、このような制約があるので、保険金の受領前・後に拘わらず銀行は自由に遡求権を行使し得ないと考える。

したがって、本裁判が、買取銀行の無責な振出人に対する輸出手形保険上の遡求が制限されその経済的利益が振出人に及ぶ場合には、銀行取引約定等に基づく買戻請求権の行使も制限されることを明確に判断したことは、無責の銀行と輸出者の両者を一団として保護する当制度趣旨からも妥当と考え、本判決に賛同する。

3. 保険事故の帰責関係

本件訴訟においては、保険事故の発生には振出人に帰責事由があるとするX銀行の主張が認められた。ここでは振出人の故意又は過失による保険事故の保険金支払い方法及び銀行に帰責事由がある場合の保険事故の取扱いについて検討してみたい。[14]

(1) 振出人の有責・無責の帰責事由が、てん補額に及ぼす影響ついてまずみてみよう。

ア　この保険の被保険者は買取銀行であるので、保険者の免責も銀行に故意又は重大な過失がある場合のみに限っている。従って、手形保険契約の当事者でない手形振出人（輸出者）の故意又は重大な過失により生じた保険事故については保険者免責にはならないが、銀行に遡求権の行使義務（約款第12条3項の反対解釈）[15] を課せられているので、振出人に対し遡求が可能であれば損失が生じないので保険請求はしないことになる。当然のことながら振出人は遡求禁止（法第5条の10第2項及び約款第19条）[16] の経済的利益を受けられない。ただし、有責な振出人が破産等により遡求不能であるときは、買取銀行は損失が発生するので請求権がある。

言い換えれば、振出人有責による保険事故が発生したと買取銀行が判断すれば、まず振出人に対し手形上の遡求権行使をすることになる。振出人が遡求に応じれば銀行は手形金額の全額を回収することができるから保険金請求は行われないまま保険関係は終了する。例外は、有責の手形振出人が破産、支払い不能等のため手形金額の全部又は一部について遡求償還

が不能のときは損失が発生するので銀行は保険金を請求することになる。手形金額のうち遡求不能額（例：500）の80%（てん補割合）が保険金として支払われる。損失額と支払保険金との差額の20%の損失（100）はカバーできないので銀行の負担となる。更に、この保険は保険者代位[17]の方式を採用していないため、銀行は保険金支払い後も回収に努める義務が残る。保険金受領後、振出人の破産管財人（そ求不能債権）や振出人（保証人）等から遡求して回収した金額（例：200）があるときは、銀行は、回収金をてん補割合で按分し、その20%相当額（40）を内入れし残額の80%相当（160）は政府に回収金として納付しなければならない。銀行は損失の20%（100）に優先的に内入れはできないから振出人等から全額遡求して回収するまでは損失はゼロにはならない。約款第19条の遡求制限効果が銀行に及ばないことが振出人有責の保険事故の特徴である。

イ　一方、振出人無責の場合は、銀行は保険金の支払請求により損失額の80%がてん補され、しかも、差額の損失の20%相当額は、同19条効果により優先的に振出人に対して償還請求できることから、銀行は全額回収できるので実損は生じないことになる。また、振出人無責の保険事故であれば、保険金受領後の回収義務については、輸出契約の当事者である輸出者（振出人）に協力を求め、銀行と一体となって支払人から不渡り手形の回収に当たることが可能である。

ウ　信用状なしのD/P、D/A取引上のリスクを引き受ける輸出手形保険は、売買契約の当事者の誠実な契約履行と経営の健全性に依拠しているものといえる。このため、銀行は手形買取りに当たって輸出者の契約履行能力に懸念がない先か、免責等に抵触する恐れのある取引をしていないか等、振出人の取引状況や信用状態についてもこの保険の利用に先だって十分調査しておく必要があろう。

(2) 振出人の帰責事故（契約違反等）への対応と遡求不能の証明方法について検討する。

ア　輸出契約の履行などについて振出人に何ら帰責性がない場合は、買取銀行から遡求を受けることがないという特別な扱いを受けるという意味において、手形振出人は買取銀行と共にこの保険の受益者ということができる。この保険が無責の被保険者（銀行）と振出人とを一団として保護するという制度趣旨から当然であるが、満期不払いという保険事故発生に関し振出人に帰責事由があれば保護対象から除外され、受益者にはなり得ない。振出人が故意又は過失によって粗悪品を輸出したとか、輸出契約違反（納期遅延等）を理由とする手形不渡り事故は振出人に帰責事由があるものと判断される。また、品質不良等のクレームを振出人が認め、値引き等により解決した場合の値引代金相当額は振出人の帰責分とされるので、いずれも遡求しなければならない。

イ　振出人に保険事故発生について責任があるかどうかの証明責任は被保険者である買取銀行にあるとされ、最終的には保険者の査定により確定する。銀行は保険事故が発生したときは、その経緯を調査し、クレームが事故原因の場合は振出人に状況説明を求め、解決に向けて迅速・適切に対処するよう求める。特に、不当なクレームを口実とする悪意に満ちた手形不渡り事故や値引き要求に対しては振出人は断固たる態度で拒否する必要がある。また、商品クレームが正当でない理由で提起されている保険事故の場合には、明確に反論する必要があり公的機関の証明や検査機関の立証書類により振出人無責を主張しなければならない。買取銀行は、振出人の無責を挙証する資料を添付して保険金の請求を行うことになる。この場合は振出人無責として保険金は支払われることになる。クレーム等の事故原因が振出人有責によるものと判断されたときは、銀行は遅滞なく遡求しなければならない。しかし、振出人の倒産や経営状態の悪化のため遡求することができない場合には保険金請求書に遡求権の行使ができないことを証する書類（振出人の財務状態等を証する書類、法的整理等に至った裁判所の証明、債権登録書類等）を添付して支払請求をし、審査の結果、やむを

得ない事情があると判断されれば保険金は支払われる。保険金受領後振出人の業績が回復した場合には、銀行は振出人に遡求して保険者に回収金として返還することになる。

本事案のように振出人が遡求に応じない（拒否する）場合は、裁判所に対し債務履行請求、振出人の財産差押請求等の法的対抗措置をとることが要求されている。

ウ　振出人有責と判断された時点において、振出人に資金繰り悪化等の遡求不能の事由がなく、かつ、その時点で遅滞なく遡求権を行使していたとすればその効果があったと査定において認定された場合には、銀行は損失防止軽減義務に違反したものとして、支払い保険金が減額されたり保険金そのものが支払われないことがある。

(3) 被保険者・保険契約者たる銀行の義務にはどのようなものがあるかみてみよう。

被保険者である銀行の義務については、約款の第4章に定め、この保険が成立する基本的な要件や健全な保険運営に不可欠な被保険者が履行すべき義務が規定されている。履行すべき義務としては①荷為替手形を買取るに当たり、通達（「買取基準」）に定める一般的基準に従うこと、②保険関係の成立した荷為替手形については損失の防止軽減義務に努めること、③荷為替手形の内容変更通知義務、④保険料の国庫納付義務、⑤満期不払い事故の場合は遅滞なく保険事故発生を通知すること、⑥調査に応じる義務等が規定されている。

特に、①の義務違反は、買取基準に適合しない荷為替手形を買取りしても保険関係が有効に成立していないとして免責規定（約款9条1項）が適用される。また、⑤の通知が著しく遅滞した場合には、保険者が被った損害を限度として免責（約款10条）が適用される[18]。

(4) 銀行は満期不渡りの保険事故が発生したときは挙証書類を添付し保険金を請求することになるが、保険金の支払審査について考察してみよう。

ア　銀行は、保険事故が発生したときは、取立銀行からの情報だけでなく売買契約の当事者間の取引情報をも入手し保険事故の発生状況を把握する。荷為替付きの輸出契約では、通常、船積み、荷為替手形の振出し、買取銀行による買取り、取立銀行による支払人への手形呈示と引受というプロセスを経ることになるが、当該保険は、この船積み決済までの代金回収上の危険をカバーするものである。その過程において被保険者である買取銀行・取立銀行の責任において手形上の権利の保全と権利の行使等が行われており、また、輸出者は銀行のよき協力者として代金回収に努める立場にある。

イ　保険金の支払いに際しては、①保険関係が有効に成立しているか、②手形請求権の行使が過失無く履行されているか、③被保険者の行為が免責事項に該当しないか、④被保険者の義務を果たしているか、⑤振出人の責めによる事故ではなかったか、⑥その他約款や通達に違反することはないか、などを査定し、買取銀行が取引経緯を把握し事故状況に応じた適切な措置（損失の防止軽減義務等）をしているかが審査されるので慎重な対応が要求される。このように、主として被保険者である銀行を対象とした審査が行われ、買取銀行に約款第9条ないし同第10条違反がなければ保険金が支払われる。

4. まとめ

輸出手形保険は無責の銀行と振出人を一団として保護するものであるから有責の銀行や振出人は保護対象から排除されるのは当然である。保険事故の発生が振出人の帰責事由によるものでないときは、手形上の権利の行使のうち遡求権の行使については損失防止軽減義務に含めないとすることで、無責の振出人の保護を政策的に図り、輸出の促進を図ろうとしたのがこの保険である。したがって、「振出人の責めに帰すべき事由」による保険事故については、買取銀行は損失の防止軽減義務の一環として、遡求権

の行使義務に努めなければならないので、振出人有責と判断した時点で遅滞なくこの義務を履行すれば防止軽減できたと認められる損失額は保険者免責とされる。この場合の免責の限度は義務違反により保険者が被った損失の範囲内とされている。また、有責の振出人に対する責任の追及は、被保険者が買取銀行であることから、銀行が行うことになっている。「振出人の責めに帰すべき事由」の判断は個々のケースの事実関係に基づくため具体的な運用基準は明示されていないが、これまでの免責事例[19]が参考になろう。なお、過去の保険金支払い事例は、(独) 日本貿易保険のWEB上で公開されている[20]。

本事案は、結局のところ第二の争点である保険事故発生に関し振出人に帰責事由があるとして結審しているが、本件は過去に例を見ない極めて異例の振出人の帰責判断を巡る訴訟事件であったことは本判決の詳細な事実認定からみてとれる。控訴審において振出人Y社は自己の有責事由を認めず買戻請求を拒否して争ったものであるが、X銀行はいくつかの異常な取引実態について多面から状況証拠を収集し、本件手形事故については振出人Y社の責めに帰すべき事由を詳細に立証することによりY社有責を証明している希な裁判例であるので振出人等の帰責判断するうえで参考になる事案となろう。

本事案が扱われた1987年（昭和62年）は、「輸出保険法」から「貿易保険法」に名称の変更が行われた節目の年で、多様な貿易取引のリスクをカバーする新種保険の創設をはじめ保険制度の機能拡充が図られた年であった。これ以降も貿易保険法の改正や貿易保険約款の改正が数次に亘り行われたが、輸出手形保険についても必要に応じ制度改善や簡素化が図られ一層利用しやすい保険制度になっている。

特に、本事案を契機に、輸出手形保険の運用通達等の改正において振出人の帰責事由による保険事故に係る損防行為が具体的に例示されたことや信用調査報告書の原本提出を義務化し、同報告書の偽造防止策を講じるな

どの改善策が執られていることから、本事案が保険制度の運営に与えた影響は大きかったものと思われる。

以　上

1）公刊された資料には上告の結果は見あたらない。
2）本稿では、貿易保険法（平成5年改正前）及び輸出手形保険約款（平成4年改正前）を参考にしている。また、2001年4月施行の貿易保険法を以下「現行法」と、同日施行の約款を「現行約款」と表記する。
3）貿易保険は2001年（平成13年）4月から独立行政法人日本貿易保険が政府（経済産業省貿易経済協力局貿易保険課）に代わって保険者として事業運営されている。
4）信用危険の付保率・てん補率は80％。なお現在は95％に引き上げられている。
5）締結した「銀行取引契約及び外国為替取引契約」の買戻約定は次のとおりである。
①X銀行は、Y社から外国向為替手形の買取りを受けた後、右手形の支払義務者について破産の申立て等があったときは、X銀行から何らの通知、催告等がなくても当然に、右手形を手形金額で買い戻し、直ちに買戻金及びこれに対する満期以後の遅延損害金を支払う。
②拒絶証書の作成が免除されている場合でも、X銀行はY社の費用負担のもとに拒絶証書を作成することができる。
6）1審は請求認容
7）現行約款26条
8）Y社振出人が差し入れた特約「証」の内容は次のとおりである。「私（当社）振出の輸出手形を貴行において買い取られるについて、私（当社）の依頼により貴行において輸出手形保険を付保された場合、万一保険事故が発生し、政府と貴行との間に締結せられている輸出手形保険契約の保険約款第19条が適用される場合においては、前記約款第8条に規定する残額（筆者注:損失額）と貴行が支払を受けた保険金の額との差額を、私（当社）は、貴行の償還請求に応じ、手形の引換なくして御支払い致します。
なお、右支払に拘わらず、貴行が引き続き手形上の権利者として手形名宛人その他私（当社）以外の手形関係人に対し手形上の権利を行使することを承認致します。」
9）塩田親文「判例研究」龍谷法学29巻4号89頁は次のように述べている。すなわち、今日の銀行実務においては割引手形等が不渡りになった場合には、銀行は手形法上の遡求をしないで買戻請求権を行使するのが通常であること、遡求を文言どおりに手形法上の遡求に限定してしまうとすれば、この規定が適用されることがなく無意味なものとなること、従って、輸出者の保護が事実上図ら

れなくなって制度自体の存在意義が問われかねないことから遡求を形式的に狭く解釈するべきではないことを指摘し、遡求を手形金の回収という同じ経済目的をもって行使される買戻請求も含むものと解することにより、実質的に輸出者の保護を図ろうとしている本保険制度を生かすべきではないか、とされる。

10）石田清彦・手形小切手判例百選（第5版）144号206頁

11）なお、本件訴訟では極めて詳細な事実認定がおこなわれることで振出人無責が否定されているが、振出人の過失の有無を争うケースでは、本件の事実関係の洗い出し作業からも見てとれるように、貿易に絡む事案であることから、売買契約当事者間の証拠書類の収集確保が大変困難であることや、外国人証人の確保や費用負担の問題もあり、被保険者である買取銀行の負担において振出人に過失があることを証明するための検証作業は極めて困難で繁雑なものであると思われる。ここで、輸出手形保険の仕組みについてその概要を述べる。

輸出手形保険は、銀行を保険契約者かつ被保険者とし輸出者が輸出貨物代金の回収のために振出した荷為替手形を買取った場合にその手形代金の不渡りから受ける損失を担保する保険である。一般に「銀行の主として信用状を伴わないD/P、D/A条件の荷為替手形の買取上の不安を除くとともに、手形が不渡りとなった場合も不渡りの原因が輸出者の責めに帰せられる場合を除き、受領した保険金の範囲において銀行は輸出者に遡求してはならないとすることにより、銀行と輸出者を一団として保護する制度である。」（貿易保険機構・貿易保険制度の解説・平成2年版133頁）、と説明している。

このように、無責の銀行と輸出者を一団として保護する制度であるが、輸出者は被保険者でないことから、輸出者は遡求制限の反射的利益を受けるにとどまる保険、もしくは、無責の輸出者を間接的に保護することも目的の一つとする保険といわれているゆえんである。その特徴は以下のとおりである。

まず、①この輸出手形保険の仕組みと受益者は銀行か輸出者かということについて考えてみたい。この保険は、荷為替手形の手形上の権利（買取銀行の権利、支払人に対する請求権、振出人に対する遡求権）に限定することにより約款解釈や運用を商法や手形法の規定に関連づけ約款を簡素化して制度設計し、1つの保険で3つの目的を同時に達成している。（ⅰ）買取銀行が手形不渡りにより受ける損失をてん補することにより、銀行の手形買取りを容易にし、輸出者の金融上の負担を軽減する「貸し渋り防止」目的、（ⅱ）保険事故発生について無責の振出人への買取銀行による遡求権行使を政策的に制限することによる「貸しはがし防止」、（ⅲ）売買契約の代金回収リスクを実質的に負担している無責の輸出者に手形不渡り損失の影響が及ぶことを防止目的とする保険といえる。つまり、銀行と輸出者を一団として保護することにより輸出促進を図ろうとした制度である。無責の輸出者は、売買契約の売手の義務を誠実に履行している限り、船積み後から手形不渡りという保険事故が発生した以降も、銀行から買取代金の返済を迫られるリスクが回避できるので安心してD/P、D/A取引に専念しうる。また、買取銀行は、損失額の80％が保険金として支払われ、

損失額と支払保険金の差額の20％は振出人に償還請求することにより、手形金額全額について回収することが制度的に認められている。このような理由から、銀行及び輸出者は信用状なしの輸出手形の買取りはこの保険の付保を原則的条件としている。

次に、②振出人が保険料を負担しなければならない理由を考えたい。この保険は、買取った荷為替手形上の不渡りリスクにより被る経済的損害をカバーすることを保険の目的とし、保険者たる政府と保険契約者たる買取銀行の間で保険契約が成立しているが、荷為替手形の原因関係は、輸出者（振出人）と輸入者（支払人）との間で締結された売買契約である。銀行が買取った手形には、支払人に対する支払請求権と振出人に対する遡求権の二つを有しているので輸出者と輸入者は荷為替手形の振出人・支払人として、この保険の当事者ではないが、手形上の当事者として重要な関係人である。輸出者は振出人として遡求義務を有しているが、この保険の趣旨から輸出契約の履行などについて振出人に何ら帰すべき責任がない場合は、買取銀行から遡求を受けることがないという特別な経済的利益を受けており、この保険の受益者ということができる。このような理由から、手形保険の保険料は保険契約者である銀行に納付義務があるが、実際は通達に基づき、保険料は全額手数料として実質的な受益者である振出人に銀行は転嫁している。

③被保険者たる銀行が負う損失の防止軽減義務（約款第12条）とはどのようなものか。保険である以上、被保険者たる銀行には、保険関係の成立した荷為替手形について、損失の発生を未然に防ぎ発生した損失の軽減を図る義務がある。保険事故発生までは注意義務、保険事故発生から保険金支払いまで損失防止軽減義務、保険金支払い後は回収義務を銀行は負っており、銀行がこれを放置してなんら手をうたなかった場合には同第9条（現行約款7条）ないし同第10条（現行約款8条）の免責が適用される。免責の限度は義務違反により被った保険者の損失の範囲内とされる。

12）前掲（注8）参照。

13）この念書は、「私が振出または第三者委任による同人振出輸出手形を貴行に輸出手形保険を付保して買取ることを依頼するについては、手形支払人の決済状況等に関する貴行記録その他の調査について、私は貴行にその調査期間を経ることなく買取ることを依頼したく、貴行においては調査を省略して買取手続きを進められることに異議ありません。

万一保険事故が発生し、政府の定めた『既振出手形に係る満期不払後の手形買取等について』（昭和48年2月17日付48貿局153号）が適用され、保険金が支払われないこととなったとき、或いは同通ちょうが適用されると認められるときは私において一切負担することとし、手形の返還を待たず何時でも貴行の償還請求に応じます。

尚、貴行の請求あるときは、直ちに、貴行の承認する担保、もしくは増担保を差入れ、または保証人をたてもしくはこれを追加いたします。」、

が一般的内容である。

14) 保険事故の発生の帰責関係から判別すると、輸出契約の当事者すなわち荷為替手形の振出人もしくは支払人の責めに帰すべき事由（信用危険）によるものとこれ以外の事由（非常危険）によるものに大別できるが、ここでは、信用危険による保険事故発生との関係で振出人及び買取銀行の帰責関係について検討を加えた。また、「有責」には、満期不払の帰責事由による場合と約款上の通知義務等に違反する場合も含んでいる。

15) 輸出手形保険約款第12条3項（現行約款12条2項）は「銀行は保険事故が生じたときは、当該荷為替手形について遅滞なく手形上の権利の行使（保険事故が生じたことにつき振出人の責に帰すべき事由がない場合においては、そ求権の行使を除く。）・・・に努めなければならない。」と規定する。

16) 貿易保険法5条の10第2項（現行法40条）は「保険金の支払いを受けた外国為替公認銀行は、荷為替手形の満期において支払を受けることができない・・ことについて荷為替手形の振出人の責めに帰すべき事由がない場合は、支払を受けた保険金の額に相当する金額についてそ求権を行使してはならない。」と規定し、約款19条（現行約款23条）は「銀行は、保険金の支払を受けたときは、保険事故が生じたことについて荷為替手形の振出人の責めに帰すべき事由がない場合は振出人に対し、支払を受けた保険金の額に相当する金額について支払を請求してはならない。」と規定する。

17) 貿易保険は従来、商法第662条（新・保険法25条に対応）とは異なり、保険金支払後も原則として保険者代位の方式は取らず被保険者に回収業務を行わせてきたが、2001年からは独立行政法人日本貿易保険が債権を代位取得し、自ら回収を行う保険者代位原則を導入している。

18) 約款第9条及び同第10条は被保険者である買取銀行の責めによる保険者免責を規定している。次の①②④に該当する事故は保険金の全部が支払われない。また、③については保険金の全部又は一部が免責になる。①保険事故が、銀行の故意又は重大な過失により生じたとき（同第9条1項）、②D/A条件で手形引受前に、D/P条件で手形支払前に貨物が引き渡されたことにより事故が生じたとき（同第9条2項）、③銀行が通知及び告知義務に違反したとき又は手形保険約款に違反したとき（同第10条）、更に、④振出人と支払人が本支店関係にある場合及び両社の出資比率が50％超の間柄にある場合で、振出人又は支払人の当事者の帰責事由で生じた保険事故（同第9条3項）

19) 貿易保険機構・貿易保険制度の解説・平成2年版163頁以下参照。

20) 独立行政法人日本貿易保険（NEXI）ホームページhttp://www.nexi.go.jp